

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和2年7月10日

【ファンド名】 プレミアム・ファンズ ヨーロピアン・ハイイールド
(Premium Funds - European High Yield)

【発行者名】 S M B C 日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
(SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役 辰 野 温

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282
ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番
(2, rue Hildegard von Bingen, L-1282 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

1【提出理由】

プレミアム・ファンズ ヨーロピアン・ハイイールド（以下「サブ・ファンド」という。）は、2020年8月31日付で早期償還される予定である。よって、金融商品取引法第24条の5第4項および特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものである。

2【報告内容】

（イ）当該解散等の年月日

2020年8月31日（早期償還予定日）

（ロ）当該解散等に係る決定に至った理由

プレミアム・ファンズ（以下「ファンド」という。）の管理会社であるS M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「管理会社」という。）は、サブ・ファンドの販売取扱会社および投資運用会社との協議の結果、サブ・ファンドの販売取扱会社がサブ・ファンドの運営を終了する意向であり、サブ・ファンドの投資運用会社も当該終了に異議のない旨の連絡を2020年2月25日に受けた。このため管理会社は2020年5月29日ルクセンブルグ時間午後3時をもって新しい受益証券の発行を停止し、サブ・ファンドの早期償還について検討してきた。

管理会社は、サブ・ファンドの販売取扱会社および投資運用会社と、サブ・ファンドの早期償還に異議のないことを再確認した。これを受け、管理会社とファンドの受託会社は信託証書に従いサブ・ファンドを2020年8月31日付けで早期償還し、ユーロ建てクラス受益証券および円建て（ヘッジあり）クラス受益証券の償還代金を同年9月7日頃に、および米ドル建て（ヘッジあり）クラス受益証券の償還代金を同年9月8日頃に支払うことを2020年7月9日に決議した。

（ハ）法令に基づき当該解散等に係る決定に関する情報を当該発行者の発行する特定有価証券の所有者に対し提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨

管理会社が作成した2020年7月9日付の書面により、登録受益者である日本における販売会社に通知した。

添付書類

- 1．在職証明
- 2．委任状